

波佐見町社会体育施設の利用申請等に関する内規

町内の社会体育及びレクリエーション活動の普及並びに社会体育施設の有効利用を図るため、利用申請等の基準及びその手続きについて、次のとおり定める。

1 適用の範囲

本内規を適用する社会体育施設は、次のとおりとする。

- (1) 波佐見町体育センター
- (2) 学校体育館（波佐見中学校、東小学校、中央小学校、南小学校）※町内団体のみ利用可
- (3) 鴻ノ巣公園グラウンド
- (4) 鴻ノ巣公園テニスコート
- (5) 甲辰園グラウンド

2 利用申請手続き

利用申請をする町内及び町外の団体（及び個人）は、次の要件により手続きを行うものとする

なお、波佐見町教育委員会（以下：「教育委員会」という）が育成する団体または町内在住者を町内団体とし、それ以外を町外団体とする。但し、町外団体において教育委員会が特別に認めるものは、町内団体と同様の対応を行う。（同様の対応とは、申請期間の優遇を指し、その他については、要協議とする。）

(1) 波佐見町体育センター

毎月第3火曜日に体育館調整会を開催し、翌月の申請を受け付けているため、体育館調整会の参加団体以外の町内団体は、翌日（水曜日）から申請ができるものとする。町外団体は、翌週月曜日（祝日であれば祝日の翌日）から申請ができるものとする。

(2) 学校体育館（波佐見中学校、東小学校、中央小学校、南小学校）※町内団体のみ利用可

毎月第3火曜日に体育館調整会を開催し、翌月の申請を受け付けているため、体育館調整会の参加団体以外の町内団体は、翌日（水曜日）から申請ができるものとする。

(3) 鴻ノ巣公園グラウンド・甲辰園グラウンド

町内団体は、鴻ノ巣公園グラウンド及び甲辰園グラウンドを3か月先まで申請ができ、町外団体は、1か月先まで申請ができるものとする。

(4) 鴻ノ巣公園テニスコート

鴻ノ巣公園テニスコートを利用する団体は、別表1の団体登録用紙を教育委員会へ提出すること。また、町内外問わず第3火曜日の翌日(水曜日)から翌月の申請ができるものとする。

3 社会体育施設の利用料金は、波佐見町使用料及び手数料条例並びに波佐見町都市公園条例の規定により別表2のとおりとする。

4 その他、波佐見町教育長が特別に認める場合は、その都度協議する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

鴻ノ巣公園テニスコート利用団体登録書(令和 年度)

令和 年 月 日

波佐見町教育長 様

下記のとおり、登録名簿を添えて登録いたします。

記

チーム名				人 員	登録区分		
				名	町内 ・ 町外		
代表者	氏 名			住 所	電 話		
					(自宅)		
副代表者					(携帯)		
					(自宅)		
No.	氏 名	年 齢	住 所	No.	氏 名	年 齢	住 所
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			

※ 団体登録者の過半数を町外在住者が占めている団体は、町外団体で登録されます。

※ 住所の欄には地区名のみ記入してください。(例 町内:~郷, 町外:~市~町のみ記入)

※ 町外の方で、町内の企業に勤められている方は、番号を○で囲んでください。
(町内在住者として登録されます。)

※ 本登録書は、令和 年 月 日~令和 年 月 日まで有効とする。

別表 2

1 屋外施設

社会体育施設名	区分	単位	金額
鴻ノ巣公園	野球	1回 1時間につき	2,000円
	ソフトボール 用	1回につき	3,000円
	一般	1面 1時間につき	200円
	高校生以下	〃	100円
テニスコート		1面 1時間につき	500円
甲辰園ナイター施設		1面 1回につき	2,000円

町外団体が使用する場合、当該使用料の5割増しとする。

2 屋内施設

社会体育施設名	区分	単位	金額	
体育館	体育センター	フロア（バスケット、バレー）	1面 1時間につき	300円
		卓球場	〃（2面まで）	210円
	学校体育館	フロア（18時まで）	1面 1時間につき	250円
		フロア（18時以降）	〃	300円
		バドミントン（18時まで）	1面 1時間につき	75円
		バドミントン（18時以降）	〃	100円

町外団体が使用する場合、当該使用料の5割増しとする。